

小矢部市男女共同参画プラン(第2次)

～自分らしく ともに歩む まちづくり～

[ダイジェスト版]

富山県 小矢部市



小矢部市シンボルキャラクター
メルギューくん メルモモちゃん

小矢部市男女共同参画プラン(第2次) ダイジェスト版

発行日 平成25年3月

発 行 小矢部市

編 集 小矢部市民生部市民協働課

〒932-8611 富山県小矢部市本町1番1号

TEL 0766-67-1760(代)

FAX 0766-67-5520

ホームページ <http://www.city.oyabe.toyama.jp/>



富山県 小矢部市

計画策定の趣旨

小矢部市では、平成15年に「小矢部市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進に関する基本理念や施策の方向性を定め、各種施策に総合的かつ計画的に取り組んできました。

しかしながら、小矢部市においては、女性の就業者の割合は高いものの、性別による役割分担意識が根強く残っていることや政策・方針決定過程などへの女性の参画が進んでいないこと、さらに、今までには表面化されなかつた配偶者やパートナーからの暴力など新たな問題も顕在化しています。

こうした課題や急速に進行している少子高齢化などの社会情勢の変化に対応していくためには、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、対等な構成員として、力を合わせ、責任を担いながら、その個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。

このようなことから、「小矢部市男女共同参画プラン」の成果や問題点等をふまえ、新たな課題や取り組むべき施策の方向を明らかにし、計画的に推進するため、「小矢部市男女共同参画推進プラン(第2次)」を策定するものです。

計画の構成・期間と位置づけ

計画の構成

この計画は、「基本理念」に基づき、「基本目標」を定めます。基本目標の推進を図る「目標別計画」においては、それぞれに「重点課題」を示し、その対応策としての「施策の方向」と「具体的な施策」を掲げます。

計画の期間

この計画は、平成25年度から平成34年度までの10か年を計画期間とします。実施計画については、取組の主体等を示すとともに、平成29年度末までを前期とする「成果指標」を示します。

なお、計画の推進状況や社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

前期

25 26 27 28 29

年度

後期

30 31 32 33 34

年度

10か年

計画の位置づけ

男女共同参画社会の推進は、「第6次小矢部市総合計画」(以下総合計画)に基づいて取り組むものであり、総合計画においては、基本目標「市民がふれあう市民協働と自治体経営をささえるまち」の中で、「男女共同参画社会の推進」を位置づけ、「女(ひと)と男(ひと)がともに尊重し合い、生き生きと生活できる社会を目指す」ことが示されています。

また、本プランは、総合計画に掲げられている関連施策を、男女共同参画の視点から再構成するものであり、その整合性に配意するとともに、その取組の充実を図ろうとするものです。

基本理念

女(ひと)と男(ひと)が輝く豊かなまち おやべ

本プランは、「男」及び「女」という画一的な枠で個々人を捉えるのではなく、一人ひとりの個性を尊重し、多様な生き方を認め合う生き生きとした社会を、男女が協力してつくっていこうとするものです。大切なことは、「男」「女」といった観念にとらわれず、誰もが、自らの意思と責任において、自由な選択が可能となり、また、社会のあらゆる分野の活動に参加する機会が保障される社会の形成であり、そのための「意識の変革」と「社会のしくみづくり」が重要と考えるものです。

本市では、こうした考えに基づき、男性も女性も、自立した人間として、家庭・地域・職場などのあらゆる場で輝く、男女共同参画社会の実現をめざし、「女(ひと)と男(ひと)が輝く豊かなまち おやべ」を合い言葉に、本プランを策定し、総合的かつ計画的な施策に取り組んでいくものです。



基本目標

I 自分らしさを尊重する意識・風土づくり(男女平等意識の確立)

ともにみなおす

II 政策・方針決定の場への男女共同参画の推進(男女がともにすすめるまちづくり)

ともにすすめる

III 人権を擁護するしくみづくり(男女の心とからだの尊重)

ともにまもる

IV 男女の自立を促す環境づくり(社会活動等への男女共同参画の推進)

ともにつくる

V プランの推進

ともにひろげる

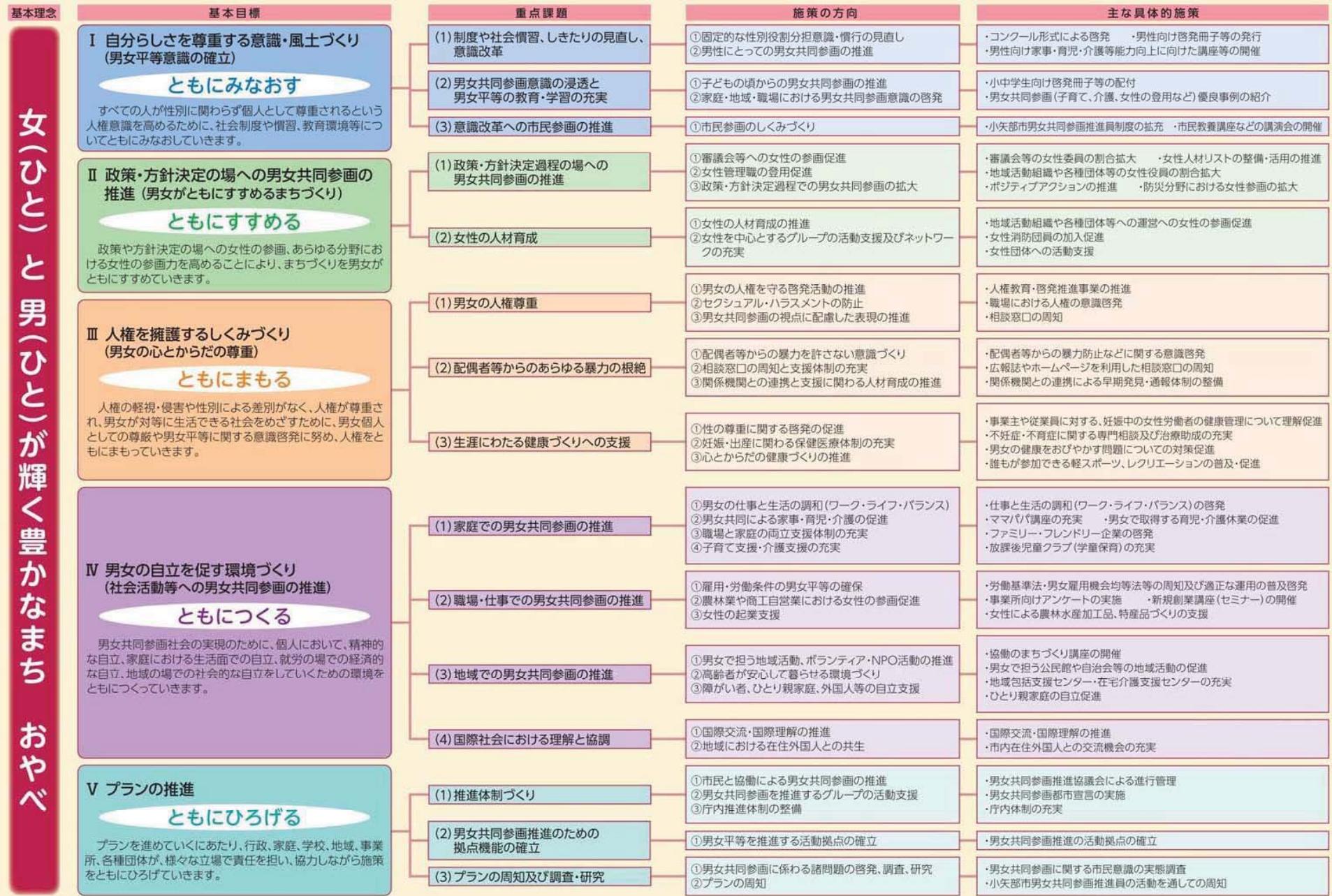
特に重要な視点

第2次計画を策定するにあたり、特に重要な視点として次の5つを掲げ取り組みます。

- ①仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)と子育て支援・介護支援の施策との連携
- ②女性の参画促進による社会の活性化
- ③男性、子どもにとっての男女共同参画
- ④地域における男女共同参画の推進
- ⑤配偶者等からの暴力の根絶

体系図

女（ひと）と男（ひと）が輝く豊かなまち
おやべ



計画関連成果指標一覧

基本目標	重点課題	項目	現状(H24)	前期目標(H29)	担当課	
I 自分らしさを尊重する意識・風土づくり	(1)制度や社会慣習、しきたりの見直し、意識改革	社会通念・慣習の分野で平等を感じる割合	11.1%	15%	市民協働課	
		育児・介護・家事講座の男性参加者数	115人(H23)	150人	市民協働課 健康福祉課 生涯学習文化課	
	(2)男女共同参画意識の浸透と男女平等の教育・学習の充実	男女共同参画優良事例紹介(累積)	—	10件	市民協働課	
		家庭生活で平等を感じている割合	25.0%	35%	市民協働課	
		職場で平等を感じている割合	17.8%	22%	市民協働課	
		学校教育の場で平等を感じている割合	48.9%	56%	市民協働課	
		ママ/パパ講座の年間受講者数	146人(H23)	146人	健康福祉課	
	(3)意識改革への市民参画の推進	市男女共同参画推進員	33人	40人	市民協働課	
		1%まちづくり事業件数	69件	75件	市民協働課	
		協働のまちづくり講座受講者数	67人	70人	市民協働課	
II 男女共同参画の場への政策方針決定過程の推進	(1)政策・方針決定過程の場への男女共同参画の推進	審議会等における女性委員の割合	26.7%(H23)	40%	市民協働課	
		女性委員がいない審議会等の数	5(H23)	0	総務課	
		各審議会公募委員率	15.3%(H23)	20.0%	総務課	
		行政における女性管理職の登用率	25.8%	26.5%	総務課	
	(2)女性の人材育成	人材リストの登録者数	—	50人	市民協働課	
		協働のまちづくり講座女性受講者数	22人	30人	市民協働課	
III 人権を擁護する	(1)男女の人権尊重	市民教養講座女性登録者数	30人	45人	生涯学習文化課	
		人権啓発回数	3回(H23)	4回	市民協働課	
		人権研修会の参加者数	251人(H23)	280人	市民協働課	
	(2)配偶者等からのあらゆる暴力の根絶	DVIに関する相談件数	20件(H23)	20件	社会福祉課	
		ママ/パパ講座の年間受講者数	146人(H23)	146人	健康福祉課	
	(3)生涯にわたる健康づくりへの支援	体育施設の利用者数(延べ)	188,861人(H23)	195,000人	スポーツ課	
		総合型地域スポーツクラブ会員数	1,890人	2,500人	スポーツ課	
		放課後児童クラブ受入率	100%(H23)	100%	社会福祉課	
IV 男女の自立を促す環境づくり	(1)家庭での男女共同参画の推進	4か月児健診受診率	99.5%(H23)	100%	健康福祉課	
		ファミリーサポートセンター利用件数	192件(H23)	250件	社会福祉課	
		特別保育などの利用児童数	休日保育 一時保育 延長保育 病後児保育	161人(H23) 53人(H23) 139人(H23) 81人(H23)	200人 80人 190人 100人	社会福祉課
		女性農業土の数	18人	20人	農林課	
		地域活動の場で平等を感じる割合	21.5%	25%	市民協働課	
	(2)仕事・職場での男女共同参画の推進	要介護認定率	16.6%	19.8%	健康福祉課	
		シルバーハートセンター会員登録数	390人	472人	健康福祉課	
		ふれあいきいきサロン開催延べ回数	560回(H23)	580回	健康福祉課	
		ボランティアセンター登録ボランティア登録者数	2,760人(H23)	3,000人	社会福祉課	
		(1)プランの周知及び調査・研究の推進	男女共同参画市民フォーラム参加者数	150人(H23)	250人	市民協働課

この計画の目指す男女共同参画社会の姿

家庭では

男女がともに家族の一員として家事・育児・介護などを分担し、互いに責任も喜びも分かち合って、豊かで充実した家庭生活を送っています。そして、家族を思いやり、暴力のない明るい家庭が営まれています。



地域では

性別による固定的役割分担意識に基づく社会通念・慣習・しきたり等が見直され、一人ひとりの個性や能力が尊重されています。

女性が地域においても役員等として参画し、今まで以上に持てる力を発揮できる環境が整っています。

また、男女がボランティアやサークル活動、NPO活動等地域活動に積極的に参画しています。



職場では

採用や昇進・配置、賃金等における性差による格差が解消され、男女ともに意欲、能力が十分発揮できる環境となっています。

仕事と生活の調和が図られ、男性と女性の双方にとって、仕事と子育て・介護等を両立しやすい職場となっています。

方針決定過程等への女性の参画も進み、女性が管理職であることが、ごく普通のことになっています。



学校では

一人ひとりがそれぞれの個性や能力を活かし、将来を見通した自己形成ができるよう、人権の尊重、男女平等に関する指導が充実されています。

また、進路選択においては、男女共同参画の意識が定着し、個人の適性が尊重されています。

